

# 第4章

## 西東京市の環境の将来像





# 1 基本理念

本計画の基本理念は、西東京市環境基本条例第3条の基本理念と共有します。

## 基本理念

環境の保全等は、市民が健康で心豊かに生活できる環境を守り、より良好な環境を確保し、これを将来の世代に引き継ぐことを目的として行われなければならない。

環境の保全等は、人と自然の健全な共生を基本として、市内に残された貴重な自然環境並びに歴史的及び文化的環境資源を尊重することを目的として行われなければならない。

環境の保全等は、市、事業者及び市民がそれぞれに、又は協働することを通して、環境への負荷の少ない社会を構築することを目的として行われなければならない。

地球環境の保全は、人類共通の重要な課題として、市及び事業者の事業活動並びに市民の日常生活の各場面において積極的に推進されなければならない。

## 地球環境・地域環境

保全

回復

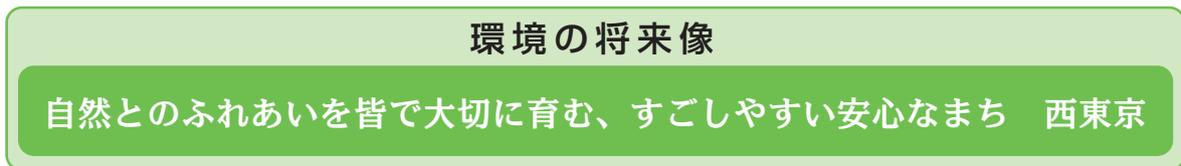
創造

良好な環境を将来の世代に引き継ぐ

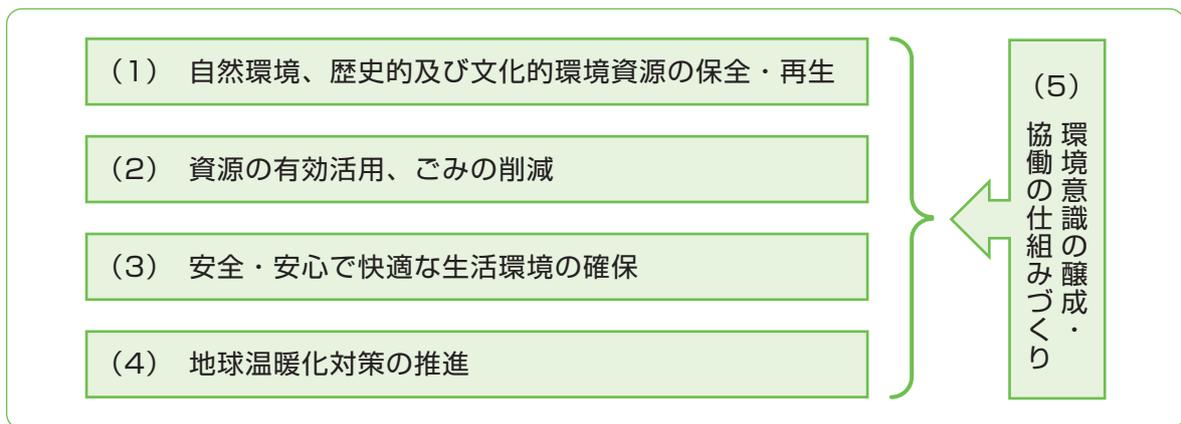


## 4.2 環境の将来像

西東京市において、環境保全の取り組みを進めていく上で目標とする環境の将来像を設定します。



市民・事業者・行政が西東京市の環境保全に向けて取り組む



### 自然環境、歴史的及び文化的環境資源の保全・再生

みどりの保全・再生に取り組むとともに、生命に満ちあふれた自然環境を育てるために、生物多様性の保全に取り組み、自然とふれあうことができ、みどりあふれる西東京市を目指します。河川については、水環境の向上を目指し、水にふれあい、水辺の動植物の息吹を感じることができるよう、東京都や近隣自治体等と連携していきます。

また、下野谷遺跡や社寺等の歴史的及び文化的環境資源とともに守られてきた貴重な自然環境も将来世代へ引き継いでいくよう努めます。

## 資源の有効活用、ごみの削減

3Rやごみの適正処理を行い、環境への負荷の低減と資源の有効利用を推進します。また、ごみの発生抑制や資源化の取り組みに一定の成果を挙げている事業者や環境に配慮している事業者の支援や柳泉園組合<sup>※1</sup>におけるごみの効率的な共同処理等を進めます。

市民・事業者・行政が一体となっごごみの削減と資源化を推進し、環境負荷の少ない資源循環型社会の構築を目指します。

## 安全・安心で快適な生活環境の確保

安全・安心で、快適な生活環境とするために、大気や河川等のモニタリング、交通環境の充実、美しいまちなみの形成、防災対策の推進、事業者への働きかけ等を継続して実施します。また、段差の解消や、電線類地中化等のバリアフリー化を進め、子どもから高齢者まですべての世代に配慮されたまちを目指します。

## 地球温暖化対策の推進

地球温暖化対策を進めるために、公共施設において省エネルギーの取り組みや再生可能エネルギーの導入利用、二酸化炭素吸収源としてのみどりの保全や再生等を率先して行います。また、市民や事業者の自主的な取り組みを後押しし、市民・事業者・行政が一体となった取り組みを進め、低炭素社会の実現を目指します。一方、避けることが困難であると予想される地球温暖化の影響については、適応するための取り組みを進めます。

## 環境意識の醸成・協働の仕組みづくり

環境の将来像を実現するために、市民・事業者・行政のすべての人々の環境に対する意識の向上と自発的な環境保全活動への参加や取り組みが必要となります。そのため、環境に関する情報を発信し、市民や事業者が環境保全活動に参加しやすい環境を提供していきます。また、子どもから大人までが気軽に自然にふれたり、楽しみながら環境について学べる機会や情報交換の場、コミュニティの場の拡充を図ります。そして、環境分野に関わる様々な人材を活用するため、個々の能力を発揮できる場を創出していきます。



※1 柳泉園組合：清瀬市、東久留米市及び西東京市の一般廃棄物を処理する施設等を管理運営している特別地方公共団体。

